



マスコットキャラクター「おづみん」 イラスト利用の手引き

H28. 4月改訂

泉大津市
IZUMIOTSU CITY

この手引きを
よく読んで、正しく
使用してね@・・@



- 目次 -

第1章 申請手続きについて

P01～P10

第2章 デザインについて

P11～P16

第3章 食品について

P17～P19

第4章 その他について

P20～P21

第1章 手続きについて



申請には、下記の書類を必ず提出してください。

「おづみん」のイラストや写真を著作権者の泉大津市以外が利用される場合は、新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に利用する場合や、個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとされる方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

①申請書

②利用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付ください。

+

食品に利用する場合は、次の書類を各1部、併せて提出してください。

④製造もしくは販売に係る保健所の営業許可証（写）

又は市内各店舗ごとの業務開始報告書（写）

⑤製造または販売する店舗一覧（様式自由）



申請書に必要事項をご記入のうえ、泉大津市秘書広報課へ郵送または持参してください。

提出先

〒595-8686 泉大津市東雲町9-12
泉大津市秘書広報課

申請書は、ホームページからのダウンロードまたは秘書広報課よりFAXにてお送りします。

おづみんのホームページ

おづみんの部屋

検索

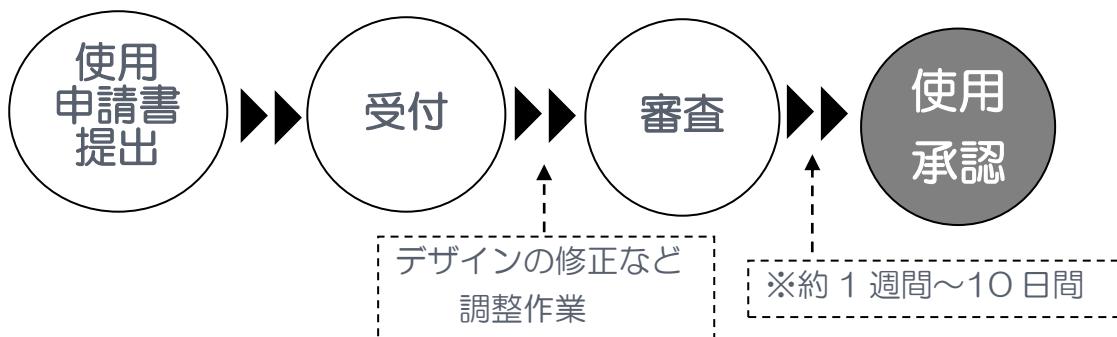
泉大津市秘書広報課

☎0725-33-1131



受付完了後、審査から利用承認まで約1週間～10日程度かかります。余裕をもってお早めに提出してください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかることがあります。



おづみんイラストには、「承認番号」を必ず付けてください。

使用承認を受けた物件には、泉大津市の著作権表示と番号を組み合わせた下記の表記を必ず付けてください。



【日本語表記】

©泉大津市おづみん#〇〇〇〇

【外国語表記】

©ZUMIOTSU CITY OZUMIN#〇〇〇〇



承認番号は、下記のように記載してください。

印刷物の場合

商品の場合



©泉大津市おづみん
#〇〇〇〇

●タグ等に記載



●パッケージ自体に記載



マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第1章 申請手続きについて



申請書の記入例

申請書 記入例

別記様式第1号の2

泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」

使用承認申請書【販売する商品(食品以外)】

平成25年〇月〇〇日

泉大津市長 あて

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇〇△丁目××-×

企業、団体等の名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職 代表取締役

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」を使用したいので、下記のとおり申請します。

また、泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」の使用に関する要綱の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。

記

名称（※商品名への「おづみん」の使用はできません）	文房具（ペン、ノート） 衣類（Tシャツ）		
申請する商品の種類	3 種類	合計点数（色・サイズ違いも1点で数える）	合計 10 点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格等を詳しく記載してください。)	ペン2点、長さ15cm、計2,000個、105円 ノート2点、A4、計2,000個、105円 Tシャツ2点×各S,M,Lサイズ、計9,000個、1,050円		
販売場所 (あてはまる番号に○をつけ、販売場所を詳しく記載してください)	1泉大津市内 当社店舗：〇〇市〇〇町、〇〇町 計2か所	2泉大津市外	3その他
使用期間（2年以内）	平成25年××月××日 から 平成26年××月××日		
キャラクターネーム・承認番号の記載場所	文房具は、裏表紙。 衣類はタグに記載。		
連絡先	担当者名：〇〇 〇〇 電話番号：×××-×××-××× E-MAIL : abcdef@gh.com		

添付書類

- (1) 使用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフ等）個人の場合はプロフィール



個人で申請される方の添付書類

<例>	
名前	
住所	
電話番号	
お店の経歴 取扱い商品 など	例) 昭和52年頃から食料品店をやっていきます。取扱品は、加工商品です。
主な販売品やいつ頃からお店を始めたかなど、左記のような内容をお出しください。	

商店などの場合



- キーホルダーのデザインを変えたい
- 追加で色の種類を増やしたい。
- 申請時より販売数が増えた。



⇒以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。（この場合申請番号は前回と異なります）

申請書 記入例

第2号様式

泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」

使用承認内容変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇日

泉大津市長 あて

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇〇△丁目XX-X

企業、団体等の名称 〇〇〇株式会社

代表者職 代表取締役社長

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

年 月 日付け承認第_____号で承認を受けた泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

使用物件名	前回の承認を受けている申請内容 (すべてお書きください)	変更する内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (※商品名への「おづみん」の使用はできません)	文房具(ペン、ノート) 衣類(Tシャツ)	
大きさ・デザイン・形等の変更	ペン:2点長さ15cm ノート:2点、A4 Tシャツ:2点×各S/M/L	ペン:デザイン2点追加 ノート:デザイン2点追加
数量・販売先・その他の変更	ペン:2,000個、105円 ノート:2,000個、105円 Tシャツ:6,000個、1,050円	ペン:2,000個追加 ノート:2,000個追加
追加する点数		4点
使用期間(2年間)	H25.×.×～H26.×.×	
担当者 氏名 電話番号	担当者名:△△△△ 電話番号:△△△-△△△-△△△△ E-mail:abcde@fgh.com	
添付書類	(1) 変更する内容がわかる見本 (2) 当初の使用承認書の写し	



申請書に添付する「商品等の見本」について



商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、おづみんをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、承認番号についても©泉大津市おづみん#〇〇〇〇（※〇〇〇〇は承認後に入れますので、〇〇〇〇で表記）の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

<商品>

どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

<パッケージ>

どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。）

<チラシ・パンフなど印刷物>

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ、色で使うのかを明記してください。



出来あがった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください。



商品等の場合は、完成品を提出してください。

ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。



利用期間満了後の在庫も、販売していただけます。



承認期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の承認内容を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。



よく読んでね！



利用にあたっての留意事項

利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、泉大津市は一切の責任を負いません。

利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようしてください。

利用承認は、泉大津市が著作権を有するおづみんのイラストを使用することを承認するものであり、使用承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。



次の場合は、使用は承認できません！

みなさん注意してね！



- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第3者 の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
（※販売先が同営業を行う者である場合も含む）
- (6) イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (8) イラストの著しい変形その他イラストの利用が適当でないと認められる場合

手続き Q&A

Q1 商品に「おづみん」のイラストを利用したいのですが、利用料は発生するのでしょうか。

A1 商品等の販売を目的とした場合を含め、当分の間、無料です。

Q2 個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか？

A2 個人で年賀状等に利用される場合は、使用申請は不要です。但し、「おづみん©泉大津市」と記載してください。

Q3 申請書の提出はメールでもよいでしょうか？

A3 事前相談時の提出はメール、FAXで構いません。正式な申請書は、あらためて郵便または持参により提出してください。

Q4 店内掲示のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請する必要がありますか？

A4 商品への使用申請と一緒に申請してください。申請後にポップ類を作成する場合は、再度、変更申請をしていただくことになります。また、ポップ類にも承認番号を明記してください。

Q5 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？

A5 商品の申請時に、そのカタログやチラシの原稿等も添付して一括で申請してください。申請後に追加でカタログ・チラシを作成する場合は再度、変更申請をしていただくことになります。

Q6

どのような場合に「変更申請」が必要となりますか？

A6

使用承認後、商品などのデザイン、数量、色、大きさなどが変更になった場合には変更申請が必要となります。また、商品自体が変わった場合は変更申請ではなく新規申請が必要です。

Q7

個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

A7

様式は任意です。「仕事の内容」「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。（P8参照）

Q8

承認を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？

A8

承認日から2年以内です。2年を超える場合は、改めて利用期間の追加申請をお願いします。

Q9

申請書の印鑑は、何を使えばいいですか？

A9

法人・任意団体⇒法人印または代表者印
個人⇒個人印（シャチハタは不可）



Q10

チームの応援旗やチームのユニホームに「おづみん」を使用することができますか？

A10

「おづみん」は、泉大津市のキャラクターです。「おづみん」が特定のチームや団体等のキャラクターと誤認されないよう、「おづみん」のイラストの近くに“おづみん©泉大津市”を併記し、申請のうえご利用ください。
承認番号はタグや包装袋に記載してください。

Q11

企業の誘客のための広告看板として「おづみん」イラストを使用することができますか？

A11

企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう、“©泉大津市おづみん#〇〇〇〇”又は、“©IZUMIOTSU CITY OZUMIN#〇〇〇〇”を併記し、申請のうえ利用してください。また、おづみんの身体に企業名を入れたり、個別の特定商品を手に持つたり、吹き出で個別の企業や商品を推奨することはできません。

Q12

「おづみん〇〇〇」など、会社名や店名に「おづみん」の冠を付けて良いですか？

A12

「おづみん」は、泉大津市のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業や建物をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、会社名、店名、建物名などに「おづみん」の冠を付けることはできません。

Q13

企業内の職員研修用の冊子の中に、「おづみん」イラストを入れて使用することはできますか。

A13

企業内で、その企業の社員の方だけが見られるものについては、使用申請は不要です。ただし“おづみん©泉大津市”と記載してください。また、使用できる「おづみん」イラストのまま使用してください。なお、個別企業、商品の推奨などの使い方はできません。

Q14

会社の営業のため、「おづみん」イラストを入れた名刺を作成して配布することはできますか。

A14

会社として名刺に使用する場合には、「©泉大津市おづみん#〇〇〇〇」または、「©IZUMIOTSU CITY OZUMIN#〇〇〇〇」と明記し、申請のうえご使用ください。



Q15

企業や団体の概要書の中に、「おづみん」イラストを入れて外部に配布できますか？

A15

外部に配布する場合や一般の方がご覧になるような場合は、申請が必要です。「©泉大津市おづみん#〇〇〇〇」または、「©IZUMIOTSU CITY OZUMIN#〇〇〇〇」と明記し、申請のうえご使用ください。

Q16

シールを作りたいのですが、可能ですか？

A16

販売用グッズとしてのシール（おづみんのシールセットなど）は、シール単体の商品として申請のうえ使用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで承認しますので、製品に貼った実際に利用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

正しく
使ってね！



第2章 デザインについて



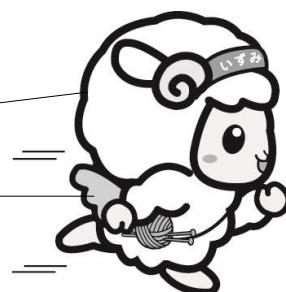
印刷の色は、原則、指定色または単色(黒1色)です

キャラクター「おづみん」の色を変更することはできません。指定色のままか、単色（黒1色など）での利用となります。まわりの印刷がカラーの場合は、指定色でご利用ください。



【指定色】	
角	C0%, M0%, Y85%, K0%
はちまき	C0%, M75%, Y30%, K0%
顔・手足	C0%, M5%, Y25%, K0%
口	C0%, M60%, Y0%, K0%
頬	C0%, M60%, Y0%, K0%
毛糸玉	C0%, M50%, Y20%, K0%
編み棒	C15%, M35%, Y100%, K0%
ふち	C50%, M85%, Y100%, K30%
羽	C60%, M5%, Y0%, K0%

【単色(黒1色)】	
角	K9%
はちまき	K48%
顔・手足	K6%
口	K35%
頬	K35%
毛糸玉	K32%
編み棒	K36%
ふち	K100%
羽	K21%



マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第2章 デザインについて



使用できるおづみん「イラスト」全集

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)



(11)



(12)



(13)



(14)



(15)



マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第2章 デザインについて

(16)



(17)



(18)



(19)



(20)



(21)



(22)



(23)



(24)



(25)



(26)



(27)



(28)



(29)



(30)



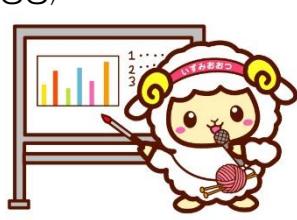
(31)



(32)



(33)



マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第2章 デザインについて





よく読んでね！

おづみんイラスト使用上の注意



おづみんを、変形したり体の一部を省略したりしないでください！

たて・よこ比率が変わるなど「おづみん」イラストを変形しないでください。



はちまきの文字のみ、省略・変更は可能です。
ただし、変更する場合は「おづみん」のみです。



商品名におづみんを利用していただくことは可能です。
ただし、原則、建物名、屋号、店名には利用できません。

ダメな例

- おづみんビル
- レストランおづみん
- おづみん不動産

OKな例

- おづみん饅頭
- おづみんTシャツ
- おづみんストラップ

マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第2章 デザインについて

おづみんの体には文字、商品等の写真をかぶせたり
特定の企業・団体や商品を応援する利用はできません！



※おづみんが特定商品の名前を指し示したり、またおすすめするような表現はできません。



※店名などをおづみんに持たせたり、ふきだしで言わせることはできません。



企業や団体を特定させるような制服なども着せることはできません！



企業名や団体名が入っているものは、着せられません。

企業名や団体名が入っていないなくても、デザインで特定できるような制服・ユニフォームも着せられません。

おづみんは、男の子でも女の子でもあります。羊精です！

吹き出しなどで、「僕」、「俺」、「私」など性別の判断につながる表現は避けてください。



手続き Q&A

マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第2章 デザインについて

Q1 「おづみん」の色を変えてもかまいませんか？

A1 特定色または黒色を利用してください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認したうえで使用の承認を判断しますので、申請書には必ず見本（見本が添付できないときは、写真・図等）を添付してください。

Q2 承認番号の商品への表示はどのように行うのでしょうか？

A2 商品の箱やパッケージ、また、Tシャツなどは、タグや包装紙等に、承認番号(©泉大津市おづみん#〇〇〇〇又は、©IZUMIOTSU CITY OZUMIN#〇〇〇〇)を明示してください。

Q3 特定の商品を手に持たせることは可能ですか？

A3 特定の企業の商品を持たせることはできません。毛布やニットなど、一般的に泉大津市の特産物などであれば可能です。

Q4 おづみんのポーズを変えたりすることは可能ですか？

A4 原則として、P〇〇～〇〇のポーズを組み合わせて利用してください。また、帽子や洋服など既存のポーズに特定の企業や団体のものでない衣装を身につけることは可能です。

正しく
使ってね！





第3章 食品について

食品への申請は、下記の書類を必ず添付してください

1

製造もしくは販売に係る「保健所の営業許可証（写）」

2

製造または販売する店舗一覧（任意様式）

人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります

製造事業者の場合

製造されている食品（市が使用を承認した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承認した食品に係る使用承認（変更承認の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。

販売事業者の場合

製造されている食品（市が使用を承認した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承認した食品のに係る使用承認（変更承認の場合を含みます。）を直ちに取り消す場合があります。



食品 Q&A



Q1

弁当や惣菜のふたや掛け紙に「おづみん」を利用していいですか？

A1

食品の容器やパッケージに「おづみん」イラストを使用する場合は使用の区分は、食品になります。弁当や惣菜類の容器等への利用については、食の安全性の確保の観点に十分ご留意ください。

正しく
使ってね！



マスコットキャラクター「おづみん」イラスト利用の手引 第3章 食品について

第4章 その他について



広告利用の場合は、次の点にご注意ください

イラストと実写写真の取扱について

市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、利用する場合は原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影された写真を不特定の方が対象でなく個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。（例えば、個人のブログに掲載したりする場合）

承認済みの商品の写真での使用について

承認を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「承認番号」を記入していただくようお願いしております。特にテレビCMにおける動画、アニメーションなどについては、泉大津の紹介として使う場合などに限り認める場合がありますが、おづみんは、市のキャラクターのため、個別商品の応援をすることはできません。画面のデザインやナレーションについては事前にご相談ください。

新聞・雑誌への実写の写真掲載について

新聞・雑誌について、実写の写真のみをイベント内容の周知など広報の目的で載せる場合は申請不要ですが、販売促進、誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。



歌、まんが、アニメーションの作成について

個人で楽しむ範囲ならOK！

おづみんは、原則、泉大津市の施策に活用するもので、歌やアニメーションなど、様々な設定や性格付けが生じる可能性があるものは、個人で楽しむ場合を除き、利用は認めしておりません。



大阪府泉大津市総合政策部 秘書広報課
〒595-8686 泉大津市東雲町9-12
TEL. 0725-33-1131
FAX. 0725-21-0412